

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科と北里大学大学院薬学研究科
との間における大学院学生の教育交流に関する協定書

東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科と北里大学大学院薬学研究科（以下、「両大学院研究科」という。）との間における大学院学生の教育交流に関しては、この協定書により実施するものとする。

（授業科目の履修）

第1条 両大学院研究科に在学する学生は、受入先大学院研究科が開講する授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 学生が履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位の上限は、当該学生が所属する大学院研究科の定めるところによる。

（開講科目の決定）

第2条 両大学院研究科が履修を許可する授業科目は、両大学院研究科の協議によって定めるものとする。

（履修の申請）

第3条 受入先大学院研究科の授業科目の履修を希望する学生は、所属する大学院研究科の指導教員の承諾を得て、申請書を所属する大学院研究科の長に提出するものとする。

2 所属する大学院研究科の長は、申請書をとりまとめのうえ、受入先大学院研究科の長に送付するものとする。

（履修の可否）

第4条 受入先大学院研究科の長は、受入の可否を当該学生の所属する大学院研究科の長に通知するものとする。

（身分）

第5条 本協定書に基づき受け入れた学生（以下「受入学生」という。）の身分は、受入先大学院研究科の定めるところによる。

（成績及び単位修得の認定）

第6条 受入学生の成績評価及び単位の授与については、受入先大学院研究科の学生の場合と同様の方法によって行うものとする。

2 両大学は、前項に定める成績及び単位については、学期末に相手方大学あてに報告するものとする。

（設備の利用）

第7条 受入先大学院研究科は、受入学生が授業科目を履修するうえで必要な設備の利用について、便宜を供与するものとする。

（保険の加入）

第8条 受入学生の所属する大学院研究科は、受入学生として許可された学生に対し、学生教育研究災害傷害保険等の傷害保険及び損害保険に加入することを義務付けるものとする。

(経費)

第9条 受入先大学院研究科は、受入学生の入学料及び授業料等は徴収しないものとする。ただし、使用する事務用品類については、学生負担とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めるもののほか、実施に必要な事項が生じた場合は、両大学院研究科の協議により対処するものとする。

(効力)

第11条 本協定書の有効期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、期間満了の90日前までに解除の申し出がない場合は、さらに1年延長するものとし、以降についても同様とする。

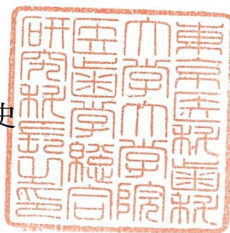
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両大学が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年 4月 1日

東京医科歯科大学

大学院医歯学総合研究科長

興地隆史



平成30年 4月 1日

北里大学

大学院薬学研究科長

本間 浩

